

令和 6 年度地域間幹線系統の事業評価結果（概要）

1 事業評価の目的

事業評価は、静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会が定めた静岡県地域公共交通計画に位置づけられた補助対象系統（地域間幹線系統）について、事業の実施状況の確認や目標の達成状況等の評価を行い、市町が開催する地域公共交通会議等における評価内容に対する議論・検討の活性化や広く県民に内容を公表することによる理解の促進など、補助対象事業が効果的、効率的に実施されることを目的として実施している。

なお、令和 6 年度評価では、より実態を反映した評価となるよう、国補助要件となっている「輸送量」を評価項目に加える等の見直しを行った（見直しのポイントは別紙のとおり）。

2 評価項目

評価の観点	評価項目	説明
補助基準	運行回数	実績運行回数が補助要件を満たしているかを評価
	輸送量	実績輸送量が補助要件を満たしているかを評価
実施状況	収支率	実績値を評価（収支率 50%以上満点）
	乗車人員	計画値に対する実績値を評価（+ 5 %以上満点）
幹線性・広域性	ネットワーク構成	他の系統と乗換可能なアクセス拠点数及びバス停数を評価（10 点満点）
	広域トリップ状況	バス利用者の市町を跨ぐ移動割合を評価（50%以上満点）
説明事項	（点数なし）	利用実態等を含めた当該系統の運行目的等
事業者の取組		路線維持のための増収策、路線維持のための費用削減策

【各項目に評価点を設定し、合計点に応じて以下のとおり評価】

評 価	内 容
A（86 点以上）	地域間幹線系統として優れた役割を果たしている
B（66～85 点）	地域間幹線系統として適した運行となっている
C（51～65 点）	地域間幹線系統として改善に努力を要する
D（0～50 点）	地域間幹線系統として見直しの検討を要する

3 事業評価結果の概要

全体評価：B（参考※：R3～4：B、R5：A）※R5 以前の評価は R6 と評価基準が異なるため参考

- ・評価対象系統全 59 系統中、A 評価：31 系統、B 評価：22 系統、C 評価：3 系統、D 評価：3 系統
- ・平均点数が 83.1 点であることから、全体評価を『B』とした。
- ・各系統の評価結果は別添「令和 6 年度地域間幹線系統総合評価一覧表」のとおり。

(別紙)

見直しのポイント

- ・評価項目を「補助基準」「実施状況」「幹線性・広域性」の3部門に整理した
- ・「補助基準」「実施状況」を各40点満点、「幹線性・広域性」を20点満点とし、系統の特性よりも補助要件を満たしているかや、補助系統の実施状況を重視した『実績指向型』に見直しを行った

区分	評価の考え方	見直し内容
①補助基準	国・県の補助金を満たしているか	・運行回数に加え、新たに輸送量を評価基準に追加
②実施状況	事業は効果的に実施されたか	・従前の収支率、乗車人員の評価を採用 ・収支率、乗車人員は実績に比例した配点とする ・キロ当たり経費は、コロナ後の物価高騰や運転士不足等の社会情勢の変化をふまえ、基準単価（ブロック単価）との比較による評価は行わない
③幹線性・広域性	地域間幹線系統としての役割を果たしているか	・従前のネットワーク構成、広域トリップ率を採用 ・ネットワーク構成は経路が変わらない限り、系統固有の加点 ・広域トリップ状況は実績に比例、5％に満たない場合は幹線系統としての役割が僅少であるため0点
④合計	－	・評価の合計点（満点）を79点から100点に変更 ・評価指標を「A・B・C」の3段階から「A・B・C・D」の4段階に変更 A：86点以上 （幹線系統として優れた役割を果たしている） B：66点～85点 （幹線系統として適した運行となっている） C：51点～65点未満 （改善に向け努力を要する） D：50点未満 （見直しを含めた路線のあり方の検討が必要）